

空き家活用推進事業補助金

をご活用ください！

新見市では、移住者・定住者の確保を図るため、移住・定住希望者などが市内の空き家の『購入』『改修』『家財整理』を行う場合、その経費の一部を補助しますので、ご利用ください。

補助対象事業、補助率および補助限度額

【共通事項】

- 申請時点で補助対象者の要件を満たす空き家使用者が決定していること
- 申請時点で事業に着手していないこと（購入補助は売買契約後、登記が未完了のもの）
- 補助金交付決定後に着手のうえ、年度内に事業が完了し、実績報告書の提出ができること

種類	補助対象事業等	補助率	補助限度額
購入	空き家購入費 <input type="checkbox"/> 生活の拠点として使用する家屋の購入費および家屋購入に伴う土地（宅地）購入費のみ ※上記以外の家屋・土地購入費や登記などに係る手数料などは補助対象外 【補助対象者】 ■空き家使用者（移住者等、市内在住者）	3/10	200万円
	◎空き家使用者が「移住者等」で <input type="checkbox"/> 中学校卒業までの子を養育している世帯の場合 <input type="checkbox"/> 空き家使用者又はその配偶者が40歳以下の世帯の場合	4/10	
改修	空き家の居住部分に係る機能回復もしくは設備改善のための改修工事のうち、次のすべての要件を満たすもの。 <input type="checkbox"/> 新見市内の建設業者（個人を含む）が実施するもの <input type="checkbox"/> 補助対象経費が30万円以上であるもの 【補助対象者】 ■空き家使用者（移住者等、市内在住者）又は 空き家所有者	4/10	300万円
	◎空き家使用者が「移住者等」で <input type="checkbox"/> 中学校卒業までの子を養育している世帯の場合 <input type="checkbox"/> 空き家使用者又はその配偶者が40歳以下の世帯の場合	5/10	
家財整理	空き家の家屋内に残された家財道具を処分する経費のうち、次のすべての要件を満たすもの。 <input type="checkbox"/> 新見市内の専門業者が実施（処分）するもの <input type="checkbox"/> 補助対象経費が10万円以上であるもの <input type="checkbox"/> 空き家使用者の入居前または入居後1年以内に実施するもの 【補助対象者】 ■空き家使用者（移住者等、市内在住者）又は 空き家所有者	5/10	20万円

【注意！】この補助金を利用できるのは、『同一申請者』または『同一物件』に対し、それぞれ1回限りです。

補助対象者

次の各要件を満たす人が対象となります。

【共通要件】

- 世帯全員が市税等を滞納していない人
- 暴力団員等でない人
- 空き家の売買・賃貸借等の取引を3親等内の親族間で行っていない人

【個別要件】

◆ 空き家使用者（移住・定住のために空き家の『購入』『賃借』などを行う人）

- い
ず
れ
か
- 移住者等
転入日（住民票を市内に移した日。申請日において転入が未完了の場合は申請日）より前2年以上の間、市外に住民票を有していた人のうち、新見市に定住する意思をもって転入しようとする人、または転入から3年を経過しない人
 - 市内在住者
市内に住所を有する者のうち、申請日において次の①又は②の条件を満たす者
 - ① 中学校を卒業するまでの子を養育している者
 - ② 申請者又はその配偶者が満40歳以下の者※ただし、空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過しない者
 - 『購入』『賃借』などを行う空き家が決定している人
 - 補助金の交付を受けた日から5年以上、引き続き市内に居住する人

※すべての種類の補助が利用可能です。

◆ 空き家所有者（上記の要件を満たす空き家使用者へ空き家の『賃貸』などを行う人）

- 空き家使用者へ個人が所有する戸建ての空き家を賃貸等により提供する人
- 空き家使用者が市内に5年以上定住することを妨げない人

※『改修』『家財整理』の補助が利用可能です。

【参考】補助対象となる改修等の例

対 象	対 象 外
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の主要構造部材の改修工事 ○ 屋根のふき替え、塗装、防水工事 ○ 外壁の改修工事 ○ 間仕切りの変更、新設工事 ○ 床、内壁、天井の張り替え工事 ○ ふすま、障子の張り替え工事 ○ 畳の取り換え ○ 浴室、台所、洗面所、トイレの改修工事（下水道接続については、新見市内の指定工事店が施工するものに限る） ○ 給水・排水設備工事（新見市内の指定工事店が施工するものに限る） ○ ガス・給湯設備工事 ○ 電気設備工事 <p>※詳しくはご相談ください</p>	<ul style="list-style-type: none"> × 車庫、物置、倉庫など居住部分以外の工事 × 門扉、塀などの外構工事 × 植樹、剪定などの植栽工事 × 太陽光発電設備の設置工事 × 店舗併用住宅の店舗部分の改修工事 × 電話、インターネット、テレビアンテナの設置工事 × エアコン、照明器具、テレビなどの電化製品の購入および設置工事 × 家具、カーテン、ブラインドなどの購入および設置工事 × ガスコンロ、食洗機、オーブンレンジなどの購入および設置工事（システムキッチンの設置は対象） × 解体工事

申請に必要な書類	購入	改修	家財整理
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書	○	○	○
<input type="checkbox"/> 収支計画書	○	○	○
<input type="checkbox"/> 誓約書	○	○	○
<input type="checkbox"/> 申請者の戸籍の附票の写し及び世帯全員の住民票の写し	○	△	△
<input type="checkbox"/> 空き家の売買・賃貸借契約書等の写し	○	○	○
<input type="checkbox"/> 補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し（見積書、設計書等）	○	○	○
<input type="checkbox"/> 補助対象住宅の全景写真・位置図	○	○	○
<input type="checkbox"/> 補助対象事業を実施する箇所の現況写真		○	○
<input type="checkbox"/> 補助対象事業の内容がわかる書類の写し（平面図等）		○	
<input type="checkbox"/> その他申請に必要と認める書類	△	△	△

※表内の記号のうち、○は提出が必須のもの、△は必要に応じて提出が必要なものを表します。

補助金の返還

この補助金の交付を受けた申請者が、次のいずれかに該当するときは、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還することとなる場合がありますので、ご注意ください。

- ◆ 補助金の交付を受けた日から5年以内に、特段の理由なく市外へ転居した（させた）とき
- ◆ 補助金の交付を受けた日から5年以内に、購入した空き家を売却・譲渡したとき
- ◆ 不正な手段により補助金の交付を受けた事実が判明したとき

【問い合わせ・提出先】

〒718-8501

岡山県新見市新見310番地3

新見市役所 移住・定住推進課

TEL：0867-72-6114

FAX：0867-72-6181

Mail：iju213@city.niimi.lg.jp

